

令和3年度 適正服薬促進事業の概要について

1 事業目的

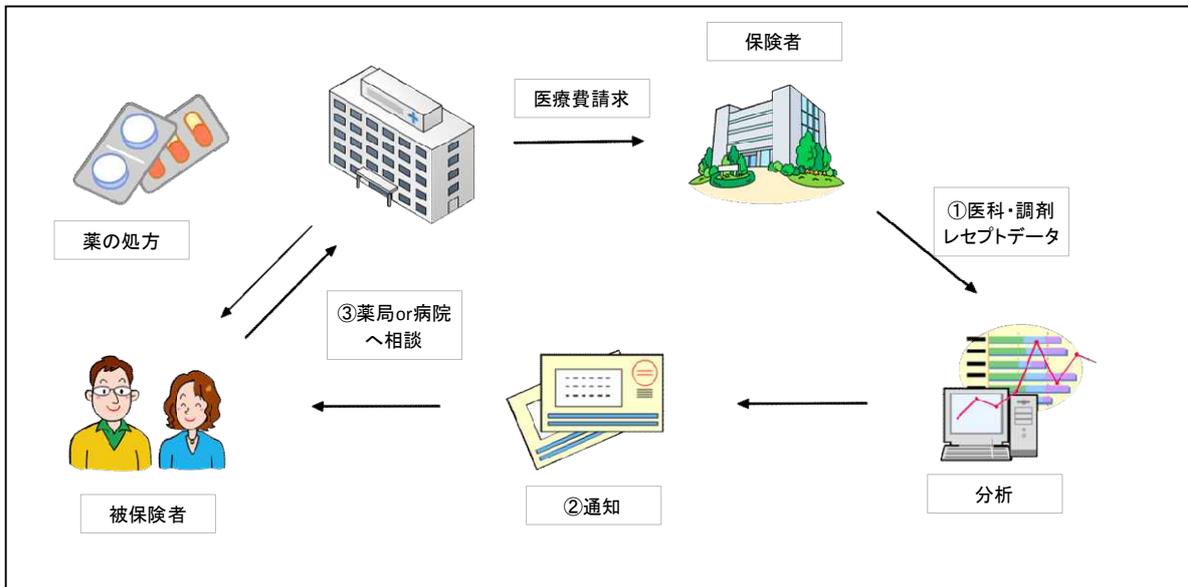
専門業者によるレセプト分析を通し、服薬に課題のある対象者を抽出し、通知により薬局への服薬相談を促すことで薬剤による健康被害の減少・残薬の解消（＝医療費適正化）を図るとともに、被保険者に対して、医療機関の受診・薬の服用について正しい知識を伝えることを目的とする。

2 対象者

宮崎市国民健康保険加入者（約80,000人） 対象数（見込）：1,500人程度

3 事業の流れ

- ①市（保険者）からレセプトデータを業者へ提供し、分析によって重複や多剤投与などの対象者を抽出。
- ②現状の服薬状況、服薬のリスク等を記載した通知の発送を実施。
- ③被保険者が薬局へ相談。



4 想定される各々の役割

- 保険者（市）：被保険者に対して現状の服薬状況を正確に伝え、薬局への相談を促す。
- 被保険者：保険者からの通知により、服薬に伴うリスク等を理解し、薬局へ相談する。
- 薬剤師：被保険者の病状や服薬状況を把握し、必要があれば医師と連携し適正な服薬管理を行う。
- 医師：被保険者や薬剤師からの服薬に関する相談に対応し、変更が必要な場合は処方の見直しを行う。

5 事業費 7,240千円

【事業スケジュール（予定）】

令和3年 2月上旬	国保運営協議会、医師会・薬剤師会へ事業概要説明
2月下旬	定例市議会（R3当初予算）
4月中旬	委託業者選定委員会設置
5月中旬	公示・受付開始
8月	業者委託契約、医師会・薬剤師会へ事業詳細説明（対象者要件・通知文内容など）
9月	業者へ対象者のデータを提供、対象者へ通知